

一般事業主行動計画

陶栄株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの4年間

2. 内容

目標1. 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

＜対策＞

就業規則の整備、社員への周知

目標2. 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等

より利用しやすい制度の導入

＜対策＞

就業規則の整備、社員への周知

目標3. 所定外労働の削減のための措置として、ノー残業デイを設定する。

＜対策＞

毎月第2金曜日をノー残業デイの実施、社員への周知